

**練馬区地域防災計画修正素案に寄せられた
意見の内容と意見に対する区の考え方**

【意見の件数】

寄せられた意見の件数

71 件

【対応状況】

- 「◎」・・・意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映する項目 6 件
- 「○」・・・既に意見の趣旨が記載されている項目、または事業を実施する中で既に組み込まれている項目 31 件
- 「△」・・・施策・事業を実施していく中で検討する項目 16 件
- 「□」・・・原案通りとする項目 19 件

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
I 防災共通編			
第1部 総則			
第1章 計画の方針			
1	地区防災計画が制度化されたこともあり、地区住民から計画提案があった際は、本地域防災計画の下位計画として位置づけられるため、「第3節 計画の構成」にその旨を記載するとともに、「第4節 計画の基本的な考え方」に、各地区が地区住民同士の共助に基づく具体的な防災活動や災害対応に関する地区防災計画を定めることが望ましい。	地区防災計画については、地域防災計画に、地域の方々から計画が提案されたときは、区と地域が一体となって検討することを記載しています。区内では、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織が、それぞれの地域で地域の特性に応じた、地区防災計画のねらいに相応する防災活動が盛んに行われていることから、今回の修正で追記する考えはありません。	□
第4章 平成29年度修正の概要			
2	「第3節 対策の視点」の「視点2 地域防災力の向上」で、区民に対する啓発活動や支援の充実に加え、活動目標やゴールを示す実効性の高い「地区防災計画」の策定を支援することで地域防災力の向上を図ることが望ましい。	防災会の中には、地区防災計画に類似する災害時のマニュアルを独自に策定している組織があります。一方、区内99ある小中学校に組織されている避難拠点運営連絡会では、災害時にスムーズな対応ができるよう、マニュアルやチェックリストを拠点ごとに作成しています。こうした取組を引き続き支援することにより、地域防災力の向上を図っていきます。	□
3	「視点4 情報伝達・広報の強化」において、計画内容の全体において支援組織間の情報の共有が重視されていることから、多組織間の情報の共有体制を強化する旨を追記することが望ましい。	視点4については、住民の安全な避難を確保するための情報伝達について記載しております。組織間の情報共有については、防災本編第1章第2節「情報の収集と伝達」の中で記載しており、引き続き、訓練などを通して体制の強化に努めます。	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
4	「視点8 被災者・避難者対策の強化」において、災害時要援護者名簿の整備が取り上げられているが、これに加え、避難行動要支援者の支援対策の強化を図ることが望ましい。	区では、災害時要援護者名簿の制度が広く区民に周知され定着していることから、「避難行動要支援者」と同じ意味で「災害時要援護者」という用語を使用しています。	○
第2部 責務と体制			
第1章 基本的責務と役割			
5	第3款の区民の責務において、区民が行う防災活動や災害対応への協力について、地区防災計画として策定を進めることが望ましい。	(番号1と同じ)	□
6	第4款の事業者の責務において、地元の事業者の地域貢献として、行政支援が届かない被災者の支援に対しては、地区住民への協力（避難スペースの提供や人的・物的支援等）を進めることが望ましい。	災害時、地元の事業者の地域への貢献は必要です。事業者の責務の中に、そうした役割を認識して防災体制の整備等に努めることを記載しており、これを踏まえ、引き続き、事業者による共助の取組を促進していきます。	○
第2章 災害対策体制			
7	第1款の初動活動の流れにおいて、災害応急対策活動態勢の要件を明確にし、機械的な判断で態勢移行が実施できる方がよい。	災害応急初動活動態勢の要件や移行については、これまでの経験等を踏まえ、機械的な判断と状況に応じた判断により行うこととしています。体制については、今後も訓練等により検証し、必要に応じて見直していきます。	○
8	災対本部が設置される庁舎の駐車場は地下にあるがあまり広くない。警察、消防、自衛隊等の関係機関や支援の車がきたときに対応ができるのか検討すべき。	警察や消防等、防災関係機関の支援活動については、都立城北中央公園等の大規模救出活動拠点を中心に展開することから、本庁舎には、連絡調整を行う等のための、限られた車両が来るものと考えられます。支援のために来た車両の対応については、庁舎周辺の区立施設の駐車スペースの活用を含め、今後検討していきます。	△
第3章 広域的な視点からの応急対応力の強化			
9	受援に書かれている対応について、理想ではあるが実際には混乱が必至と思われる。派遣受援者は地理等が分からないため、職員を1名つけなければ動けないことも多く、両者にとって負担になるケースがある。 成功した例として①避難所運営のサポート、②戸籍を扱う部署の人を同部署へ、など、最初から長期化を見据えて、来る人の役割と機能を決めておく とよい。	受援については、平成28年度に「練馬区災害時受援ガイドライン（人的支援編）」を策定し、受援業務毎に受援を求める期間や職種、情報共有体制等を整理しました。今後、ガイドラインに沿って訓練を行い、業務毎の応援職員の受入体制を整備していきます。	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
10	受援機能は、災对各部の情報集約と応援調整に留まらず、庁内職員・応援職員双方に対して、状況と応援方針の共通認識の形成を積極的に行うことが望ましい。	受援機能における、庁内職員と応援職員の共通認識の形成については、積極的に行うことが必要と考えており、「練馬区災害時受援ガイドライン（人的支援編）」において、応援職員等との情報共有の項目を設けています。	○
11	「NPOコメリ災害対策センター」との協定を検討されたい。	NPO法人コメリ災害対策センターとは、平成29年8月、協定を締結しまし	○
12	ボランティアのスキルアップのため、社協だけでなく、NPO法人などの民間組織を活用し、地域との連携を考える必要があるのではないかと懸念している。	現在、社会福祉協議会では、ボランティアのスキルアップのため、防災を専門にしているNPO法人と協力し「災害ボランティアコーディネーター育成講座」等を開催しています。引き続き地域とのつながりの増進となる取り組みを行っていきます。	□
13	区の要請をもとに社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ運営することから、行政と社協間において優先的なボランティアの支援を必要とする災害要援護者等に関する情報を共有する旨を記載することが望ましい。	災害ボランティアセンターの活動内容として「災対本部（災対福祉部）との連携による情報の収集および提供」をする事も記載されています。	○
14	練馬文化センターがボランティアセンターになっているが、駐車場が広くないと機能しない。南町小の校庭を使うにしても、あとで直すのが大変。別にボランティアセンターをつくるにしても場所がないのではないかと懸念している。	災害ボランティアセンターを設置する練馬文化センターが駅直近であることから、多くの方は、公共交通機関より来ていただくことを想定しています。駐車場については、今後の検討課題と考えています。	△
15	ボランティアセンターは区が設置し、社会福祉協議会に運営を要請することになっており、責任の所在がはっきりしない。	災害ボランティアセンターは災害時の円滑なボランティア活動を行うため区の責任のもとに設置をするものであり、区からの要請に基づき社会福祉協議会が運営を行います。	○
16	ボランティアコーディネーターはどういう人を想定しているのか。NPO法人などが、市町村から委託を受けて運営している事例が見受けられるが、被災者の要望を把握できているのか疑問である。また、区民を想定しているのであれば、区民も被災者になっているため、活動できない。	ボランティアコーディネーターは練馬区社会福祉協議会の職員、他地区の社会福祉協議会の職員、災害ボランティアセンターに集結したボランティアの方達です。現在、社会福祉協議会では、区民向けに「災害ボランティアコーディネーター育成講座」を通じて、災害時の事例研究・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を行っています。なお、本人や家族の安全を確認した後、区民がボランティア活動を行うことは可能と考えています。	□

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
17	ボランティアセンターを1箇所で行うのは無理があるので、数箇所にサテライトセンターをつくった方がよい。ボランティアセンターの運営計画はどのようになっているか。	サテライトセンターの設置等については、設置の有効性、設置場所、人員体制等の検討を進めていきます。	△
第3部 基本的な対策			
第1章 地域防災力の向上			
18	第4款の区民に対する防災教育のうち、中高層住宅における災害対策において、区は、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の発行と講習会等の実施により、中高層住宅の実情に即した対策を進めることとなっているが、(共-103)「地域防災力の向上」においては、「自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織、町会・自治会等が連携」といった記載に対しては、町会・自治会に参加している区民（とくに戸建て住宅の区民）に加え、マンション防災の基本スタンスを「在宅避難」とした場合、町会・自治会への参加率が低い集合住宅防災（いわゆる「マンション防災」）の地域との連携が必要である。	現時点においては、地域の区民防災組織がマンションなどの集合住宅と連携しながら活動を行っている事例は少ない状況です。地域の防災力向上という観点からみれば、地域での「共助」が重要です。今後は、両者が連携して防災活動を行うよう働きかけていくとともに、防災カレッジなどの機会を活用し、地域全体の連携強化に努めていきます。	△
19	第2款の区民防災組織の設置と育成に加え、区が行う防災意識の啓発や教育・指導を受けた地区住民は、共助の防災活動や災害対応を自ら地区防災計画として定めることをすすめる。	(番号1と同じ)	□
20	第5款のハザードマップ等の整備や情報掲載に加え、これらのハザードマップを下敷きに、個別地区の災害時の注意箇所や役に立つ資源、安全な避難経路を示した防災マップの作成を推奨することが望ましい。	地域においては、個別に防災マップを作成し、住民へ配布している組織があります。一方で日常的な防災活動の中で、地域の防災資源や危険箇所等を把握するために「DIG (Disaster Imagination Game)」という図上訓練を行い、その中で地域の防災マップ作成に取り組んでおります。	○
21	第7款の児童・生徒の防災教育においては、教育委員会を軸にした出前防災授業に加えて、地域と学校が協力し、地区防災組織の活動上に得られた地域防災上の課題や対策に関する情報を防災教育に活用し、より地域化された防災教育を進めることが望ましい。	学校主催の防災訓練や避難拠点訓練においては、区・学校・地域が連携して、学校生徒・児童へは防災教育を、また地域の方々へは、防災意識の普及活動を行っています。	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
22	第9款の防災訓練計画の策定においては、実施を中心にした各訓練計画ではなく、実施後の課題を整理し改善していくことができるよう、PDCAを考慮した訓練計画の作成と実施が望ましい。	避難拠点運営連絡会や防災会では、訓練実施後にメンバー間で課題等を共有する機会を設け、次回の活動につなげています。引き続き、課題や改善点を踏まえ、日頃よりPDCAを意識した活動ができるよう、働きかけてまいります。	○
第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり			
23	自主防災組織に、軽可搬ポンプやスタンドパイプを配置しているが、希望による配置ではなく、木密地域など危険性の高い地域へ優先して配置するなど、計画的に行うべきではないか。	発災時に速やかに初期消火をするためには、軽可搬ポンプなどの資器材を適切に操作できる人材が必要です。このことから、発災時に地域の初期消火等を担う防災会などの区民防災組織の意向を確認しながら、初期消火用資器材を木造の住宅が密集している地域なども含め、区内に配備しています。	○
24	スタンドパイプの保管場所は、消火栓の近くにするなど、自主防災組織の方々が自主的に活動できるような体制づくりが必要ではないか。	区民防災組織に配備しているスタンドパイプは、地域の防災資器材格納庫など、区民防災組織が希望する場所に保管してあります。災害時はその場所を拠点に自主的に防災会等が活動することになっております。	○
II 防災本編			
第1章 情報収集・伝達・広報			
25	本章全般に、「情報」（コンテンツ）と「通信」（メディア）が明確に区別されていないように見受けられる。「情報」が「連絡」のことを指しているように読める箇所が散見される。	情報や通信等の言葉の使い方については、精査して記載を見直します。	◎
26	災害時のFM放送について、インターネット上にも流して欲しい。	災害時のFMラジオ放送における、インターネットラジオの活用やインターネットラジオ放送局との協定等については、今後検討していきます。	△
27	本編5ページの無線通信連絡体制の中に練馬区で災害時のFM放送をやることについて検討して欲しい。	FMラジオ放送については、地域防災計画の中で災害時の広報体制を強化するための活用について検討することとしています。臨時災害FM放送の実施に向けて、放送機材を導入し、現在、定期的な放送訓練の実施および災害発生時の長期間運用のための体制整備を進めています。	○
28	MCA無線の輻輳等による利用不可状況を想定し、代替手段も検討することが望ましい。	MCA無線については、東日本大震災等でも安定稼働した実績を踏まえ、災害時の電話回線の輻輳に備え導入しています。MCA無線が利用不可能な状況の想定については、今後、検討していきます。	△

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
29	第2款の情報の収集と伝達において、通信に関する通信手段、収集できる情報については定義されており、それらを使って「情報連絡する」と記載されているが、情報配信の「形」「手段」「対象」「タイミング」についても記載することが望ましい。	情報配信については、第4節広報体制において、広報の基本方針や広報手段の例等を記載しています。状況に応じて、被害状況等を区民の皆様に的確に周知していくため、今後も情報発信訓練等を行ってまいります。記載内容については、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて検証してまいります。	△
30	災害時に円滑に理想通りの情報収集、配信を行うためには、計画に記載されている気象情報だけでなく、災害累計とタイムライン毎に、収集する情報の幅や品質、通知文例や配信タイミングなどをあらかじめ検討し、(避難勧告のガイドラインに加え)ガイドラインを整備しておくことが望ましい。	防災本編 第1章 第3節 第1款(本-16)にあるとおり、練馬区地域防災計画に記載している「災害の種類別の判断基準」については、「避難勧告等に関するガイドライン平成29年1月」を参考に記載しています。通知文例等については、マニュアル等に整備してまいります。	○
31	情報の収集・配信手段は日進月歩で変容していくため、それらに対して常にリサーチしておくことも、計画に載せておいた方がよい。	これまで、情報の収集・配信手段については、SNSを導入する等、ICT技術の進展等を踏まえ、充実を進めてきました。情報の収集等はもとより防災対策全般について、最新の施策や技術等をリサーチし、必要に応じて対応していくことが求められるため、追記する考えはありません。	□
32	第2款の情報の収集と伝達において、気象情報の詳細だけが長々と掲載されているのは、不自然に感じられている。他の情報はどのように取り扱われるのか検討することが望まれる。	気象庁等から、リアルタイムで入手できる防災気象情報等については、迅速かつ的確な災害対策を実施するためには不可欠であることから記載しています。今回の修正でも浸水害に関する情報を追記しました。今後も、必要に応じて記載内容の検討をしてまいります。	△
33	第3款の防災機関相互の情報通信連絡体制の整備において、国、防災関係機関との情報共有をD I S端末の貸与で行うのではなく、各防災関係機関が持つそれぞれのシステムと直接の情報共有が可能となるようにする方がよい。また、記載されている組織以外にも多くの組織があり、これらとの共有をどのように行うのか検討が必要である。	各防災関係機関が持つそれぞれのシステムで直接共有できることは望ましいと考えますが、国や都等と連携した取組が不可欠であり、現段階では困難です。情報の共有については、基本的には電話・F A X・メールが基本であり、これらが使用できない場合にはD I S端末等の使用可能な手段を使います。	□
34	第4款の情報拠点校の設置・運営において、情報拠点校からD I Sに情報を登録できるようにする方がよい。また、各避難所からD I Sに情報を登録するようにし、情報集約はD I Sが行うようにする方がよい。	D I Sについては、現在、東京都に被害状況等を報告するために使用しています。各避難拠点からICTを使用した情報集約については、今後、D I Sの活用も含め、検討してまいります。	△

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
35	第4款の情報拠点校の設置・運営において、避難拠点を情報拠点にする発想は理解できるが、現実的に運用できるかはかなり疑問がある。防災計画に記載される必要はないが、地区防災組織との連携等を含めた実効性のある標準作業手順（SOP）が策定されていることが重要であると思われる。特に「災対本部からの連絡・指示を必要に応じグループ内の避難拠点到に伝達する」という役割は非常に高度な判断を要求されるもので、実効性を訓練等により検証すべきである。	これまで、情報拠点校の訓練については、初動対応の実効性を高めるため、災害情報を円滑に集約し、災対本部に伝達することを中心に実施してきました。今後、災対本部からの連絡・指示を必要に応じ、グループ内の避難拠点到に伝達する訓練についても、実施に向けて検討していきます。	△
第2章 医療救護等対策			
36	医療救護所は区内に10か所あるが、少なくとも1km圏内に1か所配置するなど、距離的なバランスを考慮する必要があるのではないか。	発災直後から、傷病者が病院に殺到することが考えられます。重傷者等に対応する災害拠点病院等と軽症者に対応する医療救護所等が役割を分担して治療を行います。そのため、医療機関と医療救護所間の傷病者の移動も考慮し、災害時医療機関に近接する学校に医療救護所を配置しています。軽症者への治療は、医療救護所だけではなく、区内11か所の災害医療支援医療機関と地域の各診療所においても行うことにより、地域バランスに配慮しています。	○
第4章 物流・備蓄・輸送対策			
37	備蓄については、都の被害想定1割増しの量ということだが、それでも少ないと考える。目標は、11万8千人分ということだが、具体的な計画はあるのか。	食料等の備蓄を、今後、増量していくことについては、平成30年3月策定予定の、区の主要な事業の年度別計画である「みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン」にも位置づけ、平成30年度から計画的に増量していく予定です。	◎
38	災害時のトイレ問題は重要である。過去の地震では、エコノミークラス症候群になった方の約8割は女性だった。数を増やすのはもちろん、女性でも安心して使用できる組み立て式トイレが必要である。	組立トイレは鍵のあるものとし、なるべく明るい場所に設置するなど工夫しています。平成30年3月策定予定の、区の主要な事業の年度計画である「みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン」にも位置づけ、平成30年度から計画的に各避難拠点到に備蓄している組立トイレの1基をパネルタイプに入れ替えていく予定です。	◎

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
39	<p>食料等の備蓄については、帰宅困難者、高層マンション居住者、観光客などまだ足りない印象がある。できれば避難者の特性にあわせた食料等の備蓄をお願いしたい。</p>	<p>区の備蓄については、帰宅困難者の特性を踏まえ、クラッカーや簡易寝袋など工夫しています。帰宅困難者については、東京都などとも連携し、事業所や個人の備蓄を啓発していきます。また、高層マンションにお住いの方をはじめ、区民の皆様には、引き続き、自助の取り組みとして食料等の備蓄を啓発していきます。</p>	○
40	<p>避難者が多く集まる発災当初は、できるだけ避難者を分散させる形を検討できないか。そのため、下記の場所に備蓄倉庫を設置することを提案する。 高層マンション：避難拠点に行くのではなく、避難できそうな施設を検討して指定。（例えば、大泉学園駅であればゆめりあホールなど） 幼稚園、保育園：そのまま避難所にする。保護者も安心でき、園児も慣れた場所で安心して過ごせる。備蓄は、個々の家庭で子どもの好きなものを2～3日程度置いておき、そのうえで飲料水や子どもに必要なものを揃える。 びよびよ等子育て施設：利用者や近隣の妊婦さんの避難所として使えるように備蓄を含めて検討を要望する。 特別支援施設：利用者がそのまま避難所としていられるように、保護者の方と備蓄について検討されるようお願いする。 デイサービスセンター：発災直後、利用者・家族の避難所としての機能も検討されたい。</p>	<p>災害時に、食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点に物資を備蓄している他、区内17か所の防災備蓄倉庫等にも物資を備蓄しています。原則、避難拠点を除く区立施設については、区民の皆様が自主的に避難した場合、一時的に受入れることにしています。避難生活が必要な場合は、状況が落ち着いた段階で、粉ミルク等の備蓄や妊産婦への配慮等、体制が整っている避難拠点に移っていただくこととしています。避難拠点以外の区立施設については、避難拠点に、避難者が想定以上に避難した場合等、状況に応じて開設する施設であるため、避難者用の物資を避難拠点以外の区立施設に分散して備蓄する考えはありません。</p>	□
41	<p>避難者が予想以上の場合や、長期避難を考慮し、高齢者のためのおむつや簡易便器、また、簡易トイレを多めに備蓄する必要がある。</p>	<p>災害時に、避難者に提供する物資については、被害想定等を踏まえ、備蓄と調達により対応することとしています。区では、高齢者のニーズを踏まえ、大人用のおむつや洋式の組立トイレを備蓄しており、洋式の組立トイレについては、今後、備蓄を増やす予定です。</p>	○
42	<p>区内全域被災を想定し、分散備蓄を推進することが望ましい。</p>	<p>備蓄については、避難拠点である99の区立小中学校に分散する方式をとっています。また、区内17か所の防災備蓄倉庫等でも備蓄しており、避難拠点で物資が不足した場合は、輸送することとしています。</p>	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
43	<p>路面下空洞調査については、単に調査の実施を明記するだけでなく、対策も併せて明記することを提案する。</p> <p>平時における陥没事故はもとより、災害時消防活動の妨げとなる道路陥没を防ぐため、障害物除去路線および第1順位～第3順位等の施設周辺の緊急ルートにおいて路面下空洞調査を実施する。陥没危険度の高いものから順次補修を行い、災害時に備え道路機能の確保に努める。</p> <p>また、発災時通行可能道路のない地域についても、消防活動路が確保されるよう空洞調査を実施し、陥没を未然に防ぐことを記載することを提案する。</p>	<p>路面下空洞調査については、調査結果を踏まえ、必要な補修を行う旨を追記します。</p> <p>区では、道路陥没の原因となる、枿（汚水・雨水）の取付管の管割れを防止するため、道路工事にあわせて陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替える事業を行っています。その上で、防災上重要な路線については路面下空洞調査を行い、必要な補修を行うこととしています。なお、対象路線（緊急輸送道路のうち区道）以外の路線については、路面下空洞調査の結果を踏まえ検討していきます。</p>	◎ △
44	<p>総合体育館は、半地下でエレベーターが無く、フォークリフトが入らないと聞いたことがある。改築できればよいが、より使いやすい形を検討してほしい。</p>	<p>総合体育館については、改築に向けた検討を進めています。その中で災害時の物流拠点として望ましい機能についても検討していきます。</p>	△
45	<p>輸送拠点は、地域的にある程度分散していた方がよいことから、「べじふるセンター練馬」も候補地として検討されたい。</p>	<p>地域内輸送拠点については、今回の修正において総合体育館の被災や大量の物資の受入れに備えて、総合体育館とともに光が丘体育も指定します。また、都立高校等を救援物資集積所としており、地域内輸送拠点に集積が困難な場合に使用するものとしています。輸送拠点の分散等、将来的な輸送拠点のあり方については、物資をスムーズに輸送する仕組みづくりを進めていく中で検討していきます。</p>	△
46	<p>まだ協定を結んでいなければ、赤帽、日本郵便、ヤマト運輸と協定を結んでどうか（それぞれ強いエリアや特徴等があると思うので）。</p> <p>東日本大震災において、仕分けをヤマト運輸に任せることで「配送」も非常にスムーズになったので、積極的に検討してほしい。</p>	<p>東日本大震災等の災害時の輸送に関して、行政では人員やノウハウ面で限界があったことから、平成28年、一般社団法人東京都トラック協会練馬支部と、災害時、支部が物資の輸送に加え、地域内輸送拠点での在庫把握や搬出入を担っていただく協定を締結しました。また、赤帽とも協定を既に締結しているところです。協定先の拡大については、今後物資をスムーズに輸送する仕組みづくりを進めていく中で、検討していきます。</p>	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
47	物流拠点として一番安全で大量に保管できる場所は、陸上自衛隊練馬駐屯地である。区がかけあって利用させてもらってはいかがか。	災害時、陸上自衛隊練馬駐屯地については、全国からの応援を受入れ、都内全体での応急対策活動を展開することが想定されています。自衛隊が、救出救助活動を円滑に展開するため、区の物流拠点については、駐屯地以外を指定し、必要に応じて、自衛隊の支援を求めることが望ましいと考えています。	□
48	広域大規模災害を想定し、全ての協定団体の協力が得られない場合の物流体制を検討する事が望ましい。	甚大な被害により、物資の輸送を担う協定団体から協力が得られるまで時間を要する場合等、様々な状況を想定した検討を行うことは重要と考えます。今後、物資をスムーズに輸送する仕組みづくりを進める中で、検討していきます。	△
第5章 被災者・避難者対策			
49	第3款の避難誘導において、防災会の役割として災害時要援護者名簿を活用することとなっているが、「避難行動要支援者」の名簿作成と活用に関する旨を記載した方が良い。	区では、災害時要援護者名簿の制度が広く区民に周知され定着していることから、「避難行動要支援者」と同じ意味で「災害時要援護者」という用語を使用しています。	○
50	一時避難場所は、場所の提供のみで備蓄は無いとのことだが、水やトイレなど最低限の備蓄は必要ではないか。	一時避難場所は、原則、避難拠点を除く区立施設について、区民の皆様が自主的に避難した場合には、一時的に受入れ、状況が落ち着いた段階で帰宅いただくか、避難拠点に移っていただく考えの施設です。避難者のための備蓄については、避難拠点で行っているため、現段階で、一時避難場所に備蓄を行う考えはありません。	□
51	一時避難場所と避難拠点を明確に区別しているが、住民はどちらに行けばいいかわからないので整理して記述してほしい。	一時避難場所については、原則、避難拠点を除く区立施設について、区民の皆様が自主的に避難した場合には、一時的に受入れることとし、その考えを整理したものです。避難については、最寄りの避難拠点にとの考えは変わらないので、わかりやすく記載を見直します。	◎
52	第5款の臨時的避難所の位置づけにおいて、災対本部の要請に基づいて区立施設を開設することとなっているが、地区防災会等の区民が日ごろからの避難対策を検討した結果から出される、指定外のいつとき避難場所や避難拠点等においても、続く第6款の避難拠点以外の避難者情報の把握のためにも、（地区防災計画に記載するなど）事前にその状況を把握し臨時的避難所として検討する旨を記載した方がよい。	区では、近くの99の避難拠点どこに避難してもよいと案内をしています。一時避難場所については、発災直後に区民が避難してきたら受入れるとしています。そのうえで、想定より多く避難拠点や一時避難場所に避難した場合に臨時的避難所を開設を検討します。	□

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
53	熊本地震において、車中泊避難の課題の側面ばかりが強調されたが、有効な場面も多く存在したため、一律に車中泊避難を控えるよう周知することは望ましくないのではないか。	車中泊が発生した熊本と練馬区では、自動車の駐車スペースの状況など、地域の実情が異なります。当区の課題を踏まえ、控えるよう周知するのは、自動車を使って避難することです。やむをえず自宅の敷地内などで車中泊避難をする場合は、この周知の対象と考えていません。	○
54	第3款の災害時要援護者の避難支援等の計画において、災害時要援護者名簿の共有及び配備については、第4款に記載されている災害ボランティア等の力を集結した要援護者の安否確認を行う必要があることから、平時からの地域福祉の業務と災害時のボランティアセンターの運営を担っている社会福祉協議会との名簿共有が求められる。	第4款に記載の災害ボランティアは、区で設けている事前登録制の「練馬区災害ボランティア」等を想定していません。また、社会福祉協議会は、区の要請により災害ボランティアセンターを設置・運営しますが、直接、安否確認を実施する機関ではないため、名簿の提供先としておりません。	□
55	福祉避難所には普段からの利用者以外に何人くらい受入れることができるか。また、39か所の福祉避難所で想定人数の何%を受入れることができるのか。	福祉避難所の対象は、必ずしも、その施設の利用者を想定しているものではなく、避難拠点で避難生活を送ることが困難な方です。39か所の福祉避難所では、1,600人程度の受け入れを想定しています。	□
56	福祉避難所について、一般の避難所と比べて何をどのように配慮して整備していくのかがわかりにくい。障害者の場合、障害の種別により配慮の内容が変わってくるため、それに応じた対応が必要になる。施設ごとに、高齢者、身体障害者、精神障害者など、対象者を明示すべきである。また、福祉避難所の利用希望者を予め登録し、発災時に自分がどこに避難すればよいか周知する必要がある。福祉避難所の運営責任者を事前に複数名決めておき、日ごろの準備から携わるようにする必要がある。	福祉避難所は、だれでもトイレ等が整備されている区内の障害福祉施設や高齢者施設を対象に協定を締結しています。また、乾燥かゆ等の要援護者利用食を備蓄物資として配備しています。また、対象者（高齢者・障害者）の別に応じた福祉避難所のあり方については、今後の検討課題と考えています。一方で、福祉避難所の利用希望者の登録については、施設の被害状況等により開設の可否が判断されることから、予め登録することは困難と考えています。なお、福祉避難所の運営責任者については、各施設において定めています。	△
57	介護サービス事業者連絡協議会および障害者福祉サービス事業者連絡会との協定に基づき、サービス事業者が行う利用者の安否確認は、民生委員などが行う要援護者の安否確認とどのように関わってくるのか。	協定に基づく安否確認は、各サービス事業者が、その利用者を対象に行うもので、民生委員等が行う災害時要援護者名簿による安否確認と同時に実施するものです。災害時は安否確認を担う人自身も被災者となります。そのため、少しでも確認漏れを減らすために、複層的に安否確認をする仕組みが必要と考え、各サービス事業者の団体と協定を締結しました。	□

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
58	介護サービス事業者および障害者福祉サービス事業者との協定について、どのような事業者が協定団体として入っているのか。	練馬区介護サービス事業者連絡協議会は、区内に介護サービス事業所を有する介護保険法に基づく事業者を中心に発足した団体です。また、練馬区障害福祉サービス事業者連絡会は、区内に事業所を有する障害者総合支援法に基づく事業者を中心に発足した団体です。	□
59	介護サービス事業者連絡協議会等による災害時要援護者の安否確認の充実について、書かれている表現を読むと、サービスを受けている人は別扱いのように混乱しかねないので、表現をはっきりして欲しい。	避難拠点を活用した安否確認は、民生委員等が避難拠点に参集し、災害時要援護者名簿を使用して実施するものです。一方、協定に基づく安否確認は、各サービス事業者が、その利用者を対象に行うものです。この2つの安否確認は実施者が異なるため、並行して実施されます。	◎
60	第2款の避難拠点、第4款の避難道路、第5款の避難拠点の運営において、運営の中心となる地区住民と学校が協力した運営マニュアルの整備に加え、避難拠点が被災した際の代替避難拠点や、避難拠点までの安全なルートなどの検討とその情報を掲載した避難マップの作成と地区住民への周知が望ましい。	区内に99ある避難拠点は、区・学校・地域住民の三者で構成・運営されており、災害時にスムーズな対応ができるよう、日頃よりマニュアルやチェックリストの検討、また代替避難拠点や地域の危険箇所などについても、日頃より話し合いを行っております。引き続き、取組を支援していきます。	○
61	避難所について、熊本の教訓として、プライバシーのない避難所、子どもやペットがいるため避難所に行かない、泥棒対策等のため避難所に行けないなどがあった。災害時要支援者が、それぞれ安心して避難できるように検討して欲しい。	各避難拠点においては、過去の震災の教訓等を踏まえ、避難されてきた方への様々な配慮や、多様なニーズに対応できるようにルールを定めています。引き続き訓練等を行い、避難者に適切に対応できるように取り組んでいきます。	○
62	「要配慮者」といった用語が記載されているが、前章の「災害時要援護者」といった用語との区別を明記した方がよい。	第4節「避難生活における環境の確保」においては、避難生活における配慮が必要な方として「要配慮者」という用語を使用しています。「災害時要援護者」は、自力で避難することが難しく支援を必要とする方です。第2節第1款「災害時要援護者とは」と第4節第1款「支援体制の整備」にそれぞれ記載しています。	□
第6章 区民生活の早期再建			
63	帰宅困難者は駅に集中することもあり、練馬区内の各公共交通担当者や駅員に対して帰宅困難者に対する（区民の避難拠点ではなく）帰宅支援ステーション等への案内を徹底することが望ましい。	災害時における、帰宅困難者に対する、帰宅支援ステーションへの案内については、地域の避難者も同時に受入れる避難拠点が、帰宅困難者の受入によって過度の負担を生じさせないためにも重要です。引き続き、鉄道事業者等、防災関係機関と連携して、対策に取り組んでいきます。	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
64	第4款のがれき処理において、災害ボランティアの支援による自宅内のがれきを地区別に集めるスペースの（行政回収の地区拠点）確保、思い出の品やリサイクル品などの分類に関する情報を、平時から地域住民へ周知・啓発することが望ましい。	現在、がれき等の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「災害廃棄物処理に係る基本的な考え方」の策定を進めています。策定後はこの考え方をもとに、災害廃棄物の分別方法や排出方法等について区民へ周知・啓発を進めてまいります。	△
65	第1款の応急仮設住宅の供給において、首都直下地震のような広域・巨大地震が発生した際は、地域外への疎開避難も考えられるため、応急仮設住宅の建設に加え、みなし仮設住宅・区外のみなし仮設住宅の入居制度と、入居者の情報管理（生活再建支援への活用）が求められる。	みなし仮設住宅については、東京都が供給主体となります。区では、民間賃貸住宅の借上げに関する手続や情報提供等が円滑に進むよう、平時より不動産関係団体との関係づくりに取り組みます。また、災害時には、区外のみなし仮設住宅も含む応急仮設住宅の確保について、区内の被災状況を踏まえて東京都へ要請します。入居者の情報管理については、住家被害認定や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援の一連の流れで管理し、活用していきます。	○
その他			
66	突発的な地震と、南海トラフ地震のようにある程度予測できる地震がある。共通的な内容は割愛して、地域防災計画の分量を少し減らすべきではないか。	地域防災計画の分量を減らすため、重複する内容は準用による記載に努めています。今後の計画の修正においても留意していきます。	○
67	区民が関心を持って参加できるような訓練を区が主導して行う必要があるのではないかと。また、地域の方々が関心を持てるような情報発信を積極的に行うべきではないかと。	区では、水防訓練の開催や各避難拠点で行う訓練を積極的に行っています。この他、防災フェスタ、防災講演会など多くの区民が参加できる防災イベントを毎年開催しています。これらのイベントでは、防災関係機関にもご協力いただき、さまざまな形で、区民の防災意識啓発を図っています。また地域においては、防災会などの自主防災組織が日頃より主体的かつ実践的な防災訓練を実施しており、区は側面支援をしています。区報や区ホームページでは、防災に関する情報の提供、また地域の防災訓練の予定や様子を掲載するなど、区民への情報発信を行っております。引き続き、区民に分かりやすい情報提供に努めていきます。	○

番号	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
68	区立小中学校に設置されている避難拠点は、地域ごとに活動しており、さらに力をつけていかなければならないと考える。そのためには、リーダーの育成が必要である。	災害時、避難拠点でのリーダーとなる人材を育成することは重要と考えており、区は、ねりま防災カレッジにおいて区民防災組織向けカリキュラムを実施する等、人材の育成に取り組んでいます。引き続き、災害時に必要となる知識やスキルを習得したリーダーの育成に取り組んでいきます。	○
69	家庭での備蓄について、区民にもっとPRをすべきではないか？	区では、家庭での備蓄について、ホームページや防災の手引への掲載のほか、防災カレッジ等で啓発に努めています。また防災用品のあっせんも行っていきます。引き続き、さまざまな機会をとらえ、周知していきます。	○
70	現行の地域防災計画は、ボリュームがありすぎる。もう少し分量を減らせないか。また、表記に「迅速に」や「適切に」という形容詞が多い。	地域防災計画については、災対各部のマニュアルや業務継続計画等の各種計画を別途作成し、精査したうえで現在の分量になっています。また、迅速に等の形容詞については、行為の速さ等が分かるように記載しています。申請や届出をする場合、直ちに・速やかに・遅滞なくを、どの程度の速さで行えばよいか使い分けています。地域防災計画においても、形容詞については、必要に応じて使用します。	□
71	ミサイルやJアラートのことも地域防災計画に入れてもらいたい。	Jアラートについては、地震や水害時等で活用されるため地域防災計画に記載しています。一方で、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態の際の対応については、練馬区国民保護計画の中に記載しているため、追記する考えはありません。	□